

法 学 号 外
平成 29 年 2 月 20 日

各 私 立 学 校 長
 (中・高・特)
各 私 立 専 修 学 校 長
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

通学定期乗車券の継続発売方法の見直しについて
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

29受文科高学留第27号
平成29年2月10日

関係各国公私立大学担当課長
関係各公私立短期大学担当課長
関係各国公私立高等専門学校担当課長
関係各都道府県担当課長
関係各都道府県・指定都市教育委員会担当課長
専修学校を置く関係各国立大学法人担当課長
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた関係各地方公共団体の長
関係各都道府県・指定都市・中核市民生主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
井上諭



(印影印刷)

通学定期乗車券の継続発売方法の見直しについて（通知）

このことについて、東日本旅客鉄道株式会社より別紙のとおり周知依頼がありましたので、事務担当者及び学生・生徒等への周知をお願いいたします。

また、通学証明書及び通学定期乗車券購入兼用証明書の発行や管理については、厳正な取扱いを行うとともに、証明書や通学定期乗車券の適正な使用等についての学生・生徒等に対する指導をよろしくお願いいたします。

なお、関係各位におかれましては、所管若しくは所轄の学校、その他の教育機関（専修学校、各種学校等）に対して、又は域内の市区町村教育委員会等に対して、このことを周知されるようお願いいたします。

【担当】

文部科学省高等教育局学生・留学生課
就職指導係（田才、伴）

TEL：03-5253-4111（内線：2519）

※別紙周知依頼の内容に関するお問い合わせ先は別紙に
記載の〈問い合わせ先〉へ直接お問い合わせ
ください。



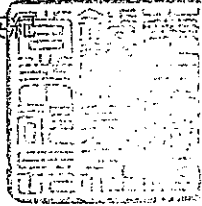
本 営 第 880 号
平成 29 年 1 月 31 日



文部科学省
高等教育局学生・留学生課長 殿

東日本旅客鉄道株式会社
鉄道事業本部営業部長

根本 英紀



通学定期乗車券の継続発売方法の見直しについて (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、進級時及び年度初回継続購入時における通学定期乗車券発行業務の事務手続きの軽減を目的として、2017 年 3 月 1 日より通学定期乗車券の継続発売方法の一部見直しを下記により実施いたします。

つきましては、貴省関係の各学校等に対して、取扱方について周知のご手配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱内容

別紙 1 をご参照ください

2. 関係鉄道会社

別紙 2 をご参照ください

3. 周知をお願いしたい学校

以下の各都県に所在する学校教育法第 1 条、第 124 条及び第 134 条に規定に基づき設立された学校等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(周知をお願いしたい都県一覧)

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

(※) 通信による教育を行う学校の通信教育部、専修学校及び各種学校については、旅客会社からの指定を受けているものに限って、通学定期乗車券の発売対象となります。

別紙 1

通学定期乗車券の継続発売方法の見直しについて

1 具体的な取扱(見直し)内容

(1) 現行の取扱い

- ① 通学定期乗車券は、通学証明書 (A) の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) を呈示いただいた際に発売いたします。【原則的な取扱い】
- ② ①に関わらず、旧通学定期乗車券の有効開始日が同一年度内であり、かつ、継続発売する場合には限り、通学証明書 (A) の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) の呈示を省略して発売いたします。
- ③ ②の場合であっても、有効期間が年度をまたがる通学定期乗車券については、その有効期間が学年の終期 (3月31日) 以後1ヵ月 (4月30日) を超える場合は、通学証明書 (A) の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) の呈示により発売します。
- ④ 有効開始日が学年の始期 (4月1日) 以降となる最初の通学定期乗車券の購入申込みに対しては、必ず通学証明書 (A) の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) の呈示により発売いたします。

(2) 見直し後の取扱い

前号③、④について、見直しを行います。

① 前号③について

前号②の場合であっても、有効期間が年度をまたがる通学定期乗車券については、その有効期間が学年の終期 (3月31日) 以後1ヵ月 (4月30日) を超える場合であっても、通学証明書 (A) の「回収」によるほか、通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) 又は指定学校の代表者が発行した証明書 (C) による「在学確認」及び旧通学定期乗車券の呈示 (IC)・提出 (磁気券) により発売いたします。

② 前号④について

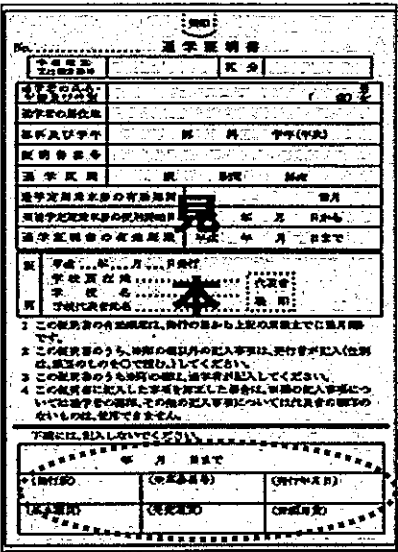

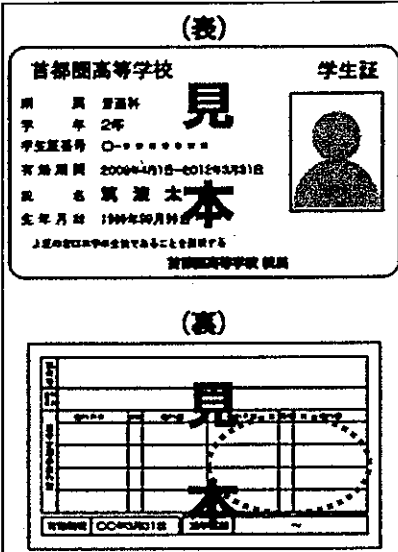

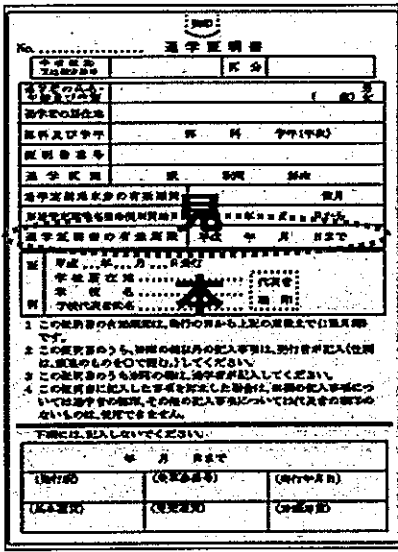

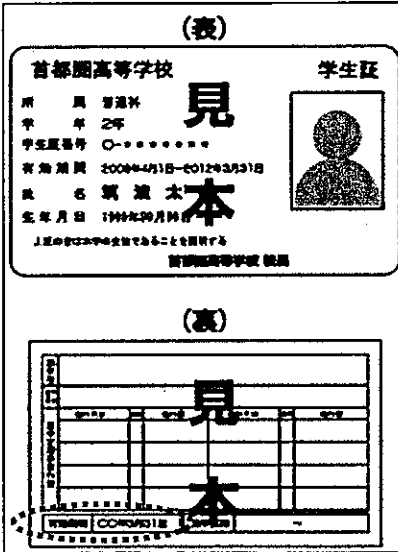
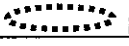
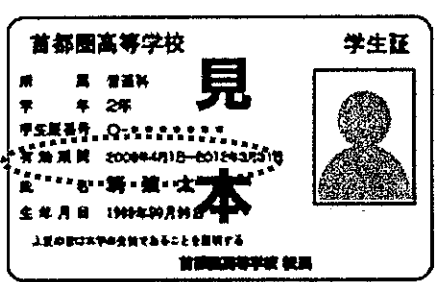

有効開始日が学年の始期 (4月1日) 以降となる最初の通学定期乗車券の購入申込みに対しては、通学証明書 (A) の「回収」によるほか、通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) 又は指定学校の代表者が発行した証明書 (C) による「在学確認」及び旧通学定期乗車券の呈示 (IC)・提出 (磁気券) により発売いたします。

※ いずれの場合も、同一の割引区分による継続発売のケースに限り取扱いさせていただきます。

(例：高校1年生から高校2年生に進級するとき)

割引区分の変更 (例：中学から高校) を伴うときは、中高一貫教育等、学校所在地の変更を伴わない場合であっても、上記 (1) ①により取扱いさせていただきます。

今回の見直しにより、「提出・呈示 (係員が必要事項を記載・押印する)」⇒「回収・在学確認 (有効期間を目視で確認)」へ変更することで、年度末の定期券多売期において少しでも待ち時間短縮を図りたいと考えております。

	通学証明書 (A)	通学定期乗車券購入兼用証明書 (B)	指定学校の代表者が発行した証明書 (C)
現 行	 <p>※  内は係員により、必要事項の記入・駅名小印の押印等を行います。(提出)</p>	 <p>※  内は係員により、必要事項の記入・駅名小印の押印等を行います。(呈示)</p>	
見 直 し 後	 <p>※  内は係員が目視で確認し、原則回収いたします。(回収)</p>	 <p>※  内は係員が目視で確認を行います。(在学確認)</p>	 <p>※  内は係員が目視で確認を行います。(在学確認)</p>

2 ご留意いただきたいこと

- (1) 前項第2号の在学確認は、通学証明書 (A)、通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) 又は指定学校の代表者が発行した証明書 (C) で行いますが、いずれの証明書も購入時点で有効なものであることが条件となります。

[例] 新学期の4月6日に、旧学期の3月31日まで有効な通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) では、継続の場合であってもお取扱いできません。

- (2) 引越しや転校等に伴い、通学区間・通学経路に変更が発生する場合や、旧通学定期乗車券が呈示できない場合については、従前どおり、通学証明書 (A) の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) の呈示が必

要となります。

※ 指定学校の代表者が発行した証明書 (C) の呈示のみでのお取扱いはできません。

3 その他

(1) 通学定期乗車券購入兼用証明書の有効期間の延長について

有効期限が新学期に有効でない通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) を新学期が開始される 4 月に駅窓口にお持ちいただいた場合は、従前どおり、通学定期乗車券を発売することはできません。

平成 16 年 3 月 13 日から施行しております「通学定期乗車券購入兼用証明書に記載されている有効期間の延長の取扱いについて」を改めてご留意くださいますようお願いいたします。

・通学定期乗車券購入兼用証明書の有効期間の訂正

【具体例】

~~平成 29 年 3 月 31 日まで有効~~

平成 29 年 4 月 8 日まで有効 (公印)

・新年度の学生証交付時期まで有効期間の訂正が可能

・「4 月 8 日まで有効(公印)」の例による赤書証明で、4 月 1 日以降 8 日まで発売

年 月 日まで有効		通学区間	区
通学定期乗車券発行様			
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事

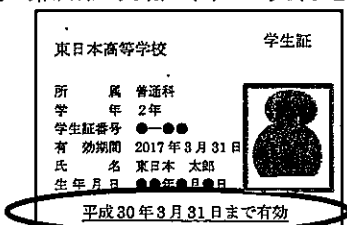
通 明 書 No. _____	
下記の者は、当該 所属 部 (科) <input type="checkbox"/> の学生 (生徒) 学年第 学年 (年度生) であることを証明する。	氏名 (姓)
生年月日 年 月 日生	
住 所	
平成 年 月 日発行	
発行所	
所在地	
学校名	
代表者 氏 名	
	代表者 印

(2) 指定学校の代表者が発行した証明書 (C) の有効期間について

指定学校の代表者が発行した証明書 (C) に「有効期間」の記載がない場合は、在学確認を行うことができませんので、通学証明書 (A) 又は通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) が必要となります。

※有効期間の記載があれば、在学確認を行う証明書として利用可能です。

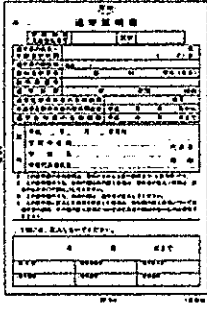
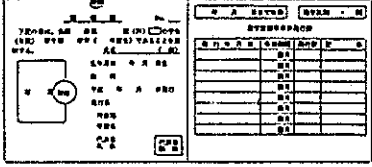

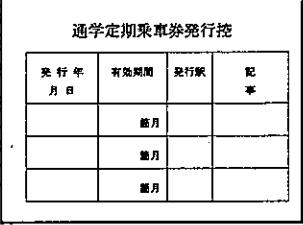

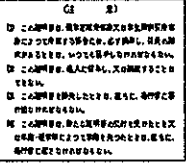
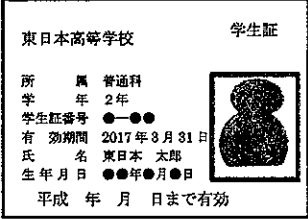
※通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) を発行している学校につきましては、引き続き通学定期乗車券購入兼用証明書 (B) の発行をお願いいたします。



(3) お取扱い可能な窓口や機器について

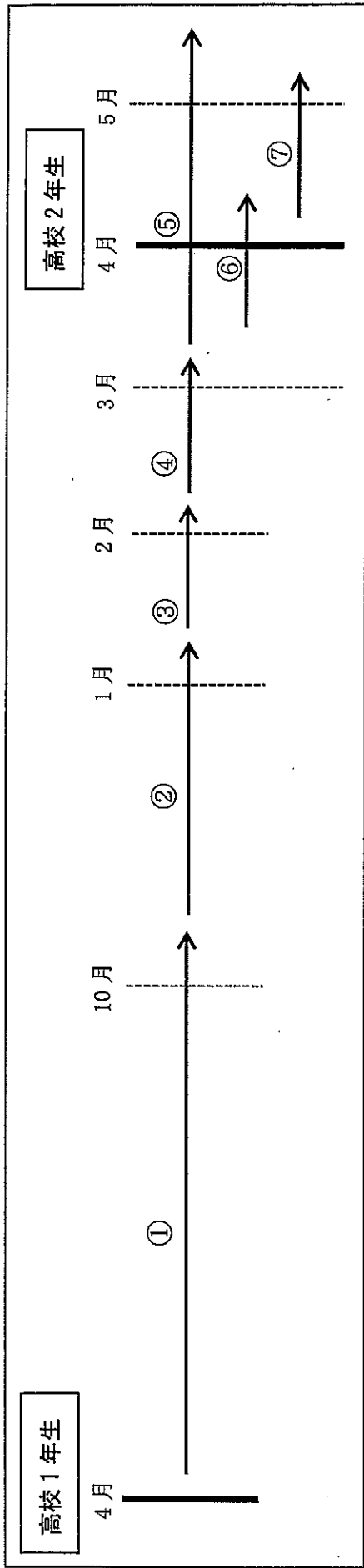
お取扱い可能な窓口や機器につきましては、事業者により異なりますので、ご利用になる鉄道事業者におたずねください。

以上

	様式 (基本)	様式 (一例)	備考
<p>通学証明書 (A)</p>	 <p>※ 有効期間の記載が必須</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・購入時に必要な証明書となります。 ・通学定期券をご利用になる際は指定学校の代表者が発行した証明書 (C) を携帯してください。
<p>通学定期乗車券購入兼用証明書 (B)</p>	 <p>※ 通学定期乗車券発行控 <u>あり</u></p> <p>※ 有効期間の記載が必須</p>	<p>表</p>  <p>裏</p>  <p>※ 通学定期乗車券発行控 <u>あり</u></p> <p>※ 有効期間の記載が必須</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学証明書 (A) と指定学校の代表者が発行した証明書 (C) を 1 枚にした証明書となります。 ・<u>新規、継続ともにこの証明書の提示・在学確認でお買い求めいただくことができます。</u>
<p>指定学校の代表者が発行した証明書 (C)</p> <p>※一般用</p>	<p>表</p>  <p>裏</p>  <p>※ 通学定期乗車券発行控 <u>なし</u></p>	 <p>※ 通学定期乗車券発行控 <u>なし</u></p> <p>※ 有効期間の記載が必須</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学定期券をご利用になる際に携帯していただく証明書となります。 ・<u>今回の見直しで本証明書による在学確認によって、継続通学定期券をお買い求めいただくことが可能となります (新規を除く)。</u>

注) 「在学証明書」や「合格証書」などは、従前どおり、旅客営業規則第 36 条、第 170 条に定める証明書には該当しません。

通学定期乗車券の購入時の具体例 (高校1年から2年に進級するケース)



	有効期間	購入に必要な書類	
		現行	見直し後
①【新規】	4/6~10/5 (6ヵ月)	(A)の『提出』or (B)の『呈示』	(A)の『提出』or (B)の『呈示』
②【継続】	10/6~1/5 (3ヵ月)	不要※	不要※
③【継続】	1/6~2/5 (1ヵ月)	不要※	不要※
④【継続】	2/6~3/5 (1ヵ月)	不要※	不要※
⑤【継続】 ※年度またがり (1ヵ月起)	3/6~6/5 (3ヵ月)	(A)の『提出』or (B)の『呈示』	(A)の『回収』or (B) or (C)による『在学確認』
⑥【継続】 ※年度またがり (1ヵ月未満)	3/10~4/10 (1ヵ月)	不要※	不要※
⑦【継続】 ※新年度最初の購入 ⑤⑥の有効期間経過後の継続 購入も同様	4/4~5/3 (1ヵ月)	(A)の『提出』or (B)の『呈示』	(A)の『回収』or (B) or (C)による『在学確認』

※ 旧通学定期乗車券の呈示 (IC)・提出 (磁気券) が必要

別紙 2

青い森鉄道	真岡鐵道	小田急電鉄
IGR いわて銀河鐵道	千葉都市モノレール	京王電鉄
三陸鐵道	銚子電氣鐵道	東京急行電鉄
秋田内陸縦貫鐵道	鹿島臨海鐵道	京浜急行電鉄
津輕鐵道	小湊鐵道	相模鐵道
弘南鐵道	東葉高速鐵道	横浜高速鐵道
由利高原鐵道	埼玉高速鐵道	横浜シーサイドライン
仙台空港鐵道	埼玉新都市交通	湘南モノレール
仙台市交通局	流鉄	江ノ島電鉄
宮城交通	新京成電鉄	横浜市交通局
福島交通	北総鐵道	箱根登山鐵道
阿武隈急行	東武鐵道	伊豆急行
会津鐵道	京成電鉄	富士急行
野岩鐵道	西武鐵道	アルピコ交通
山形鐵道	東京地下鉄	しなの鐵道
えちごトキめき鐵道	首都圏新都市鐵道	伊豆箱根鐵道
北越急行	東京都交通局	上毛電氣鐵道
秩父鐵道	東京臨海高速鐵道	芝山鐵道
わたらせ渓谷鐵道	ゆりかもめ	東日本旅客鐵道
ひたちなか海浜鐵道	多摩都市モノレール	東海旅客鐵道
関東鐵道	東京モノレール	

<問い合わせ先>

社局名	担当部署	電話番号
京王電鉄株式会社	京王お客さまセンター	042-357-6161
小田急電鉄株式会社	小田急お客さまセンター	03-3481-0066
相模鐵道株式会社	相鉄お客様センター	045-319-2111
東京急行電鉄株式会社	東急お客さまセンター	03-3477-0109
新京成電鉄株式会社	お客さま案内番号	047-389-1249
京浜急行電鉄株式会社	京急ご案内センター	047-389-1249
京成電鉄株式会社	京成トラベルサービス(株) 堀切事務所	03-3603-3556
東武鐵道株式会社	東武鐵道お客さまセンター	03-5962-0102
東京地下鉄株式会社	東京メトロお客様センター	0120-104106
西武鐵道株式会社	運輸部 お客さまサービス課	04-2926-2555
東京都交通局	都営交通お客様センター	03-3816-5700
東日本旅客鐵道株式会社	本社 営業部 運賃・営業制度 G	03-5334-1017
	東京支社 営業部 業務課 業務支援 G	03-5692-6076

	横浜支社 営業部 業務課 営業指導 G	045-320-2423
	八王子支社 営業部 業務課 営業指導 G	042-620-8537
	大宮支社 営業部 企画課 販売機器・制度 G	048-642-7378
	高崎支社 営業部 企画課 業務 G	027-320-7147
	水戸支社 営業部 企画課 業務指導 G	029-221-3226
	千葉支社 営業部 業務課 制度・駅務機器 G	043-284-6708
	仙台支社 営業部(企画) 業務指導 G	022-266-9628
	盛岡支社 運輸部 営業企画課 駅指導 G	019-622-5940
	秋田支社 運輸部 営業企画課 駅指導 G	018-832-4005
	新潟支社 営業部 企画課 企画 G	025-248-5141
	長野支社 運輸部 企画課 営業指導 G	026-226-3777
東海旅客鉄道株式会社	JR東海テレフォンセンター ※音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。	050-3772-3910